

■中国：風力案件認可権限を規制

地元紙は2011年4月8日、国家能源局が風力案件の認可制度に関する新たな管理条例を制定すると報道した。それによると、地方政府が5万kW以下の風力案件を認可する前に、国家能源局が発行する回答書簡を取得するという条件が盛り込まれる見込みである。早ければ2011年上半期に施行されるとしている。現行の規定では、5万kW以上の案件は中央政府に、5万kW以下については地方政府にそれぞれ認可権がある。このため、中央政府の認可を必要としない4.95万kWのプロジェクトに分けて地方政府認可を取るケースが多発している。この「4.95現象」が乱開発を助長し、送電会社との調整が十分に整わないうちに建設するため、完成しても系統に接続できずに稼働できないというケースが目立っている。新しい管理条例によって開発ブームが沈静化すると期待される。